

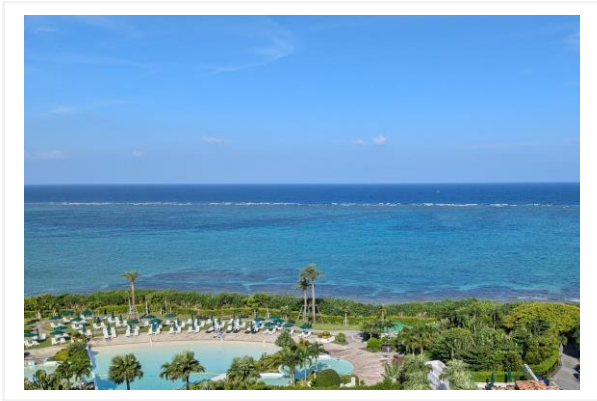
Newsletter

2024

12

杉原事務所だより

from OFFICE SUGIHARA



Monthly shot

今年一番の思い出は人生初の沖縄旅行です。4泊5日で沖縄本島を一周しました。まずはビーチが見えるホテルでコバルトブルーの海を眺めながらリゾート気分を満喫。海と空が織りなす青のグラデーションが本当に美しく感動しました。しかし、翌日からは美ら海水族館で腹痛、国際通りで胃もたれ、ウミカジテラスで微熱に。初日にバナナボートではしゃぎすぎたせいか、各地の名産品を爆食したせいか、毎日どこか体調を崩すアクシデントが続きましたが、沖縄の絶景と美食を堪能できた楽しい旅でした。特に沖縄そばが美味しかったのでぜひ味わってみてください。(辻)

令和7年4月以降 育児介護休業法が改正に

昨今、人口減少社会への対応と企業の人材確保について、仕事と育児・介護の両立支援がこれまで以上に重要視されています。しかし現状として、毎年約10万人の方が介護や看護のために離職しており、その数は増加傾向にあります。この背景には、制度の認知不足や支援策を知らずに離職に至るケースが少なくないことが挙げられます。また、育児休業の取得率をみると、女性は8割台で推移している一方で男性は3割程度と、上昇傾向にあるものの女性と比較し低い水準にあります。



このような状況を受け、令和7年4月1日から段階的に育児介護休業法が改正され、下記のような項目が義務化されます。

▶ 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

現行：3歳未満の子を養育する従業員



改正後：小学校就学前の子を養育する従業員

※就業規則の改定が必要です

▶ 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業等の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- ① 介護休業制度等に関する研修の実施
- ② 制度に関する相談窓口の設置
- ③ 過去に介護休業等を利用した従業員の事例の収集・提供
- ④ 制度の利用促進に関する方針の周知

▶ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

- ① 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
介護休業制度や介護休業給付金の内容、申出先などを周知し、意向を確認する
- ② 介護に直面する前の早い段階での情報提供
40歳になる従業員に介護休業制度や介護休業給付金の内容、申出先などを周知する

「介護離職防止のための雇用環境整備」と「介護離職防止のための個別の周知・意向確認等」については、誰がどのように進めるかを社内で具体的に検討しましょう。また、就業規則の改定準備など計画的な対応が必要です。働きやすい職場環境の整備は、従業員の満足度向上に寄与するだけでなく、企業の魅力度向上にもつながると考えられます。悩まれることがあればご相談ください。(江崎)

従業員 301 名以上の企業も「男性育休取得率等」の公表へ

育児・介護休業法では、従業員が 1,000 人を超える企業の事業主に対して、男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられていますが、同法の改正により、令和 7 年 4 月 1 日より従業員が 300 人超 1,000 人以下の企業にも公表が義務付けられます。



改正後の対象企業は、常時雇用する労働者が 300 人を超える企業となります。「常時雇用する労働者」とは、「期間の定めなく雇用されている者」「過去 1 年以上引き続き雇用されている者」「雇入れから 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者」が該当します。

また公表については、インターネット等の一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があり、厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」での公表が推奨されていますが、自社のホームページ等で公表しても問題はありません。

なお初回公表期限の目安については、公表前事業年度終了後、おおむね 3 か月以内とされていますので、該当する場合は公表の準備をお願いします。（宮川貴）

■公表する内容（下記①または②のいずれかの割合）

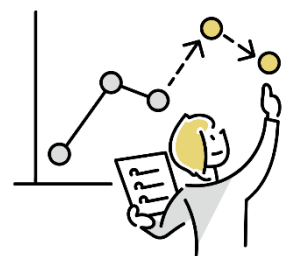
①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした} \\ \text{休暇制度を利用した男性労働者の数の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

■公表の目安

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和7(2025)年6月末	9月	令和7(2025)年12月末
4月	令和7(2025)年7月末	10月	令和8(2026)年1月末
5月	令和7(2025)年8月末	11月	令和8(2026)年2月末
6月	令和7(2025)年9月末	12月	令和8(2026)年3月末
7月	令和7(2025)年10月末	1月	令和8(2026)年4月末
8月	令和7(2025)年11月末	2月	令和8(2026)年5月末

新規学卒就職者の定着率が低下

厚生労働省が令和 3 年 3 月に卒業した新規学卒就職者の就職後 3 年以内の離職状況について取りまとめました。これによると、学歴別離職率の前年比では中学卒を除き上昇しており、卒業年度別でも中学卒を除き就職後 1 年目と 2 年目で上昇する結果となりました。特に大学卒の離職率は 34.9%となり、前年比での上昇率が 2.6%と大きく、平成 17 年以来の離職率 35%が目前に迫る結果となりました。一方で、新規中学卒就職者については一番離職率が高いのは例年通りなのですが、3 年前には約 6 割であったのに対し、2 年連続で下



がったことで約5割まで低下しました。

産業別の就職後3年以内離職率を見ると、宿泊業・飲食サービス業が最も高く、各学歴別でも上昇して、特に高校卒では6割5分を超える高い水準となっています。次いで高いのは生活関連サービス業・娯楽業ですが、こちらの高校卒もいよいよ6割を超える高水準となりました。離職率の高い上位5産業については上記2産業に加え、教育・学習支援業、医療・福祉、小売業であり、順位こそ変われども、毎年この5産業が占めているため定着しにくい業種であることがうかがえます。

先月の事務所だよりでも紹介がありましたが、若年層の離職理由は男女ともに「労働時間、休日等の労働条件が悪かった」が上位を占めています。人材定着を望む会社側としては、給与面よりも労働時間の削減や休日の増加といった労働条件面での見直しを行っていくことが必要になります。(堀)

戸籍に振り仮名が記載されます

令和5年6月2日に成立した改正法により、戸籍の記載事項として氏名の振り仮名が新たに追加されることが決定しました。この改正は令和7年5月26日に施行されます

今まで、氏名の振り仮名は戸籍に記載されておらず、行政側の管理が困難な状況にありました。今回の改正により、①行政のデジタル化基盤整備の促進、②本人確認情報としての利用による利便性向上、③各種規制の潜脱行為の防止効果が期待されています。実務上は、改正法の施行に合わせて住民票に記載されている振り仮名情報を元に、戸籍に記載する予定の振り仮名が郵送で各世帯に通知されます。通知された振り仮名が誤っている場合は、届出を行い正しい振り仮名を登録します(通知内容が正しい場合は届出不要)。施行日以降、1年以内に届出がなかった場合、通知された氏名の振り仮名が戸籍に記載されますが、届出がなかった場合に戸籍へ記載された振り仮名については、1度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更することができます。

改正戸籍法では、氏名の振り仮名について「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」との規律が設けられています。例えば、以下のような社会を混乱させる読み方は認められない可能性があります。

- ・漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方(例: 高をヒクシ)。
- ・読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方(例: 太郎をジロウ、サブロウ)。
- ・漢字の意味や読み方との関連性をおよそまたは全く認めることができない読み方(例: 太郎をジョージ、マイケル)。

実際に通知が届くのは少し先になりますが、「通知が来たがどうしたらよいか」など、従業員から問い合わせがあれば、ご対応をお願いします。(山田友)



【11月施行】フリーランスとの取引時にはご確認ください

近年、働き方の多様化が進み、「フリーランス」という働き方が社会に普及してきています。フリーランスとは、代表者以外の役員がなく従業員を使用していない法人や、従業員を使用していない個人事業主などのことを指しますが、個人であるフリーランスと、組織である発注事業者との取引において、報酬の不払いやハラスメントなど様々なトラブルが発生していることが問題視されてきました。

このことを受け、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が制定され、令和6年11月1日に施行されました。企業として、



フリーランスとの取引を行う際に対応が必要となる主な項目は下記のとおりです。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ・受領拒否 ・報酬の減額 ・返品 ・買ったたき ・購入、利用強制 ・不当な経済上の利益の提供要請 ・不当な給付内容の変更、やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ・ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発 ・相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ・ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

例えば、今まで「月末締め翌々月末支払い」といった報酬支払いの対応をしていた場合、今回定められた「60日以内の報酬支払い」という義務項目に違反してしまうことがあり得るため、今後の支払のタイミングを見直す必要があります。その他の事項についても、フリーランスとの取引に関して、今一度対応方法の見直しの実施をお願いいたします。(宮川友)

立ち作業の負担軽減事例

厚生労働省は、立ち作業の負担軽減対策として、実際に行われている企業の取組事例をホームページで紹介しています。立ち作業は、「工場のライン作業」や「スーパーの会計作業」、「工事現場の交通誘導作業」など様々な場面で見られ、業務に集中しやすいといった点や、とっさの際に動きやすいなどのメリットもある反面、長時間の立ち作業は足腰への負担が大きい等のデメリットもあります。

労働安全衛生規則第615条では、就業中にしばしば座ることができる機会のある場合は、椅子を備え付けるよう事業者が義務付けていることから、座って作業することまでは求めないものの、長時間の立ち作業を改善するなど、健康に働ける職場づくりに努めることを推奨しています。紹介されている取組事例には、すぐに取り入れられる対策もありますので、職場環境の見直しや、健康経営の一環として、参考にされてみてはいかがでしょうか。(安田)

取り組み内容（スーパーマーケットのレジ業務）

各レジに、軽く腰を掛けられるイスを設置して、接客の合間などに座っての待機を可能にした。お客様に取り組みを周知するため、レジ周辺にポスターを掲示している。

事業者の声

イスに座った状態での接客を想定していたが、レジを通す際は立った方がやりやすいとの声もあり、座るタイミングは個々の判断に任せている。取り組みをお客様に周知したことで、お客様の目を気にせず、待機時間などに座っている様子が見られる。

現場の労働者の声

イスを自分に合う高さ調整して座ることができ、脚も工夫されていて移動の邪魔にならない。立ち座りを適度に繰り返すことで、身体的な負担軽減や集中力のアップに加え、座れる安心感から、心理的なストレスの軽減も感じている。お客様から「座れるようになってよかったね」との声かけもある。

その他の取り組み

足腰の負担軽減対策でレジの足元にクッション性のあるマットを設置。レジ以外では、可動式の陳列棚の導入により、品出しの作業効率を上げるとともに、中腰姿勢の時間削減で腰痛対策につなげている。自由な服装に見直したことで、スニーカーなどを着用して足が楽になったとの声が上がっている。足腰に不安があってもレジ業務に就けるよう、全ての作業をイスに座ってできないか検討している。



12月以降の保険証・資格確認書の取り扱いについて

現行の保険証は令和7年12月1日（※有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限）まで使用できます。令和6年12月以降、新たに資格取得された方や扶養に入られた方には、「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」が発行されますので本人にお渡しください。退職や扶養から外れた場合は、保険証または資格確認書をご返却ください。なお、資格情報のお知らせは返却不要です。

また、氏名変更があった場合、希望があれば資格確認書を発行しますが、通常はマイナンバーカードの保険証機能（マイナ保険証）をご利用いただき、旧氏名の保険証または資格確認書はご返却ください。



杉原事務所 年末年始休業のお知らせ

令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）までの9日間を年末年始休業とさせていただきます。

なお、年末年始にかけては手続きの集中による処理の遅れが予想されます。入社・退職・扶養家族の変更などは、お早目に担当職員までご連絡ください。来年度のカレンダーを同封いたしますので、併せてご確認ください。



Side story

from OFFICE SUGIHARA

今月の担当 << 富田 ・ 寺戸 ・ 宮川友 ・ 宮川貴 ・ 山田友 >>



あっという間に年末です。この時期は、毎年記憶が曖昧になるほど日々に追われて過ごしているといった印象です。夫の会社からメールで届いた年末調整の案内を読みながら、提出資料を整えていたところ、“参照必須”という画像ファイルが添付されていました。そこには、提出書類のスクリーンショットとともに、ペイントソフトで書いたであろう手書き文字で「切らないで!」「ここでホチキス止め!」「こちらを上!」など、総務担当者の切実な想いがつづられていました。気持ちはとってわかるので、担当者の指示通りに整えておきましたが、日々便利になっていくデジタルの弊害を感じずにはいられません。(富田)



4年程前から、この時期に青森の林檎を注文しています。きっかけは、息子が青森へ転勤になりその時に林檎を送って来るわけではなく、林檎農家さんのチラシを送ってきました。諸事情があるのだろうと察し、色々な種類の林檎を注文したところ、さすが産地直送だけあってどの品種もとても美味しく感激しました。取分け「金星」という品種が気に入っております。それからはこの時期の楽しみになっていて、別の場所に転勤になった今でも息子経由で注文することになっています。12月中頃に届くのを心待ちにしております。先月長野へ出かけたとき、「秋映」という濃い紅色の林檎を初めて食べましたが、これも大変美味しかったですよ。(寺戸)



紅葉シーズンということで、友人と三重まで日帰りでお出かけしてきました。雨女で有名な私には珍しく快晴に恵まれ幸先の良いスタート!朝一でアクアイグニスのベーカリーで朝食を取り、御在所で自然に触れ、映画のロケ地にもなっている桑名の六華苑や隣接する庭園を見学するという大満喫の1日となりました!が…翌朝、「財布を落とした」という衝撃事実気付くことになるのです…。各所電話で確認した末、心優しい方が警察に届けてくださっていることが分かり、無事に手元に戻ってきました。反省&一安心と同時に、拾ってくれた方のように善良な行動を心掛けようと心に誓ったのでした。(宮川友)



先日、妹の結婚式に出席しました。親族の結婚式は10年ぶりぐらいで、特別なイベントであることは間違い無いのですが、私へのサプライズも用意されており、それはもう“大変”でした。またしばらく礼服を来ていなかったため、久しぶりに袖を通してみたところ、案の定全く着れず、礼服一式を新調することになりました。日々の不摂生を感じ、夏ぐらいから1日40分ほど運動をしており、健康診断も減量の結果が出ていたのでやることはやってる感を出していましたが、10年前と比べるとまだまだ全然足りていないと思い知らされました。次の健康診断まで運動は継続しようと思いますが、果たして継続できるのでしょうか…。(宮川貴)



我が家には、4台車があります。旦那さん、息子、娘、私。それぞれ通勤などに使っているため、どうしても必要です。前々から旦那さんの車を買って替えようという話はあったのですが、大きな故障もなく買い替え時期を逃しており、もう次の車検までには買い替えよう。旦那さんは以前から電気自動車に興味があったようで、環境にもやさしくて経済的と説得され、電気自動車を購入。ただそうすると自宅に充電スタンドがあったほうがよくなり、てっきり、外のコンセントが使えると思ったら、家庭用のコンセント電圧では一晩でも満充電にならず、大掛かりな配線工事をすることになりました。私の車も次は電気自動車でエコに挑戦ですかね。(山田友)



社会保険労務士法人杉原事務所 / 株式会社 Vision Partner

〒503-0019 岐阜県大垣市北方町 1-1165-1

TEL 0584-81-8281 FAX 0584-81-8276

URL <https://sharo-shi.gifu.jp>